

## 沖縄県喀痰吸引等研修推進事業 業務委託企画提案コンペ実施要領

### 1. 業務名

令和7年度沖縄県喀痰吸引等研修推進事業業務委託

### 2. 事業期間

契約締結の日～令和8年3月31日まで

### 3. 事業目的

「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」に規定される登録研修機関について、特に離島地域の研修の機会確保に向け、県内の民間事業者が喀痰吸引等研修事業を実施するための新規開拓や説明を行うとともに、研修の質を担保するための研修指導者に対する支援を実施し、県内の喀痰吸引等研修の実施体制を強化を図る。

### 4. 予算額

委託料 8,020千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

### 5. 委託業務内容

令和7年度沖縄県喀痰吸引等研修推進事業業務委託に係る企画提案仕様書のとおり

### 6. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 沖縄県に登録されている登録研修機関で、主たる事業所の所在地が沖縄県内であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員等を参加させることができない。

(3) 県内民間事業者等の喀痰吸引等研修に関する実態や課題等を把握し、登録研修機関として登録に繋げるための具体的かつ効果的な方策を企画立案し、体系化する能力、組織、人員等を有すること。

(4) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)、(2)、(3)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的達成のため、他の共同企業体との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

(5) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

## 7. 応募方法等

- (1) 公募期間  
令和7年2月25日（火）から令和7年3月14日（金）まで
- (2) 応募に係る質問  
企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書「様式5」を記入し、電子メールにより提出すること。  
ア 質問受付 令和7年2月25日（火）～3月3日（月）  
イ 提出場所 沖縄県生活福祉部福祉政策課  
電子メールアドレス：aa030100@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質問に対する回答は、沖縄県福祉政策課ホームページへの掲載により行う。  
回答日時 令和7年3月5日（水）
- (4) 企画提案書等の提出  
企画提案書の提出は、次により持参または郵送により提出すること。  
なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。  
ア 提出期限 令和7年3月14日（金）17:00まで（厳守）  
イ 提出場所 沖縄県生活福祉部福祉政策課  
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階  
電話番号 098-866-2177

## 8. 提出書類及び必要部数等

- (1) 提出書類
  - ①企画提案応募申請書「様式1」
  - ②企画提案書（様式任意、A4版10枚程度）
  - ③会社・法人概要表「様式2」
  - ④経費見積書「様式3」（各積算費目の内訳と単価を記載）
  - ⑤実施体制図（任意様式）
  - ⑥業務実績「様式4」
- (2) 必要部数  
正本1部、副本1部  
（※副本は片面印刷、カラーコピー、A4版とする。パンフレット、A3書類等もすべて  
A4 で印刷すること。）

## 9. 企画提案書の審査

- (1) 第一次審査（書面審査）  
応募者が4社以上の場合は、福祉政策課内において、企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行った上で、上位3社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。  
なお、応募者が3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認した上で、全て第二次審査の対象とする。
- (2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）  
選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行った上で、最も優れた提案者を選定する。  
また、第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。  
ア 審査会場への入場者は3名以内とする。  
イ 第二次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認

めない。

## 10. 公募スケジュール（予定）

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| (1) 公募開始               | 2月25日（火）         |
| (2) 質問受付期間             | 2月25日（火）～3月3日（月） |
| (3) 質問回答               | 3月5日（水）          |
| (4) 公募締切               | 3月14日（金）         |
| (5) 第一次審査（書面審査）        | 3月17日（月）         |
| (6) 第一次審査結果通知          | 3月19日（水）         |
| (7) 第二次審査（プレゼンテーション審査） | 3月25日（火）         |
| (8) 第二次審査結果通知          | 4月1日（火）          |
| (9) 委託契約               | 4月1日（予定）         |

## 11. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査は非公開で行われ、内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ① 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合
  - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 本要領に違反すると認められる場合
  - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。
- (9) 次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない**

### ※契約保証金について【沖縄県財務規則抜粋】

第101条地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
  - (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4)法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5)物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6)随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 12. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号沖縄県庁 3 階  
沖縄県生活福祉部福祉政策課地域福祉推進班  
担当：高良  
電話：098-866-2177  
FAX：098-866-2769